## 平成30年改訂の高等学校学習指導要領に関するQ&A

<国語に関すること>

問1 これまでの高等学校国語科には、どのような課題がありましたか。

## (答)

平成 28 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申には, 高等学校国語科の課題として, 以下のことが指摘されています。

- 高等学校では、教材への依存度が高く、主体的な言語活動が軽視され、依然として講義調の伝達型授業に偏っている傾向があり、授業改善に取り組む必要がある。また、文章の内容や表現の仕方を評価し目的に応じて適切に活用すること、多様なメディアから読み取ったことを踏まえて自分の考えを根拠に基づいて的確に表現すること、国語の語彙の構造や特徴を理解すること、古典に対する学習意欲が低いことなどが課題となっている。(p.124)
- 高等学校の国語教育においては、教材の読み取りが指導の中心になることが多く、国語による主体的な表現等が重視された授業が十分行われていないこと、話合いや論述などの「話すこと・聞くこと」、「書くこと」の領域の学習が十分に行われていないこと、古典の学習について、日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受して社会や自分との関わりの中でそれらを生かしていくという観点が弱く、学習意欲が高まらないことなどが課題として指摘されている。(p.127)

#### (参考)

「幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日中央教育審議会答申)第2部第2章1

問2 国語科の内容の構成は、どのように変わりましたか。また、そのポイント は何ですか。

#### (答)

国語科においては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱の整理を踏まえ、従前、共通必履修科目において、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直し、全科目に位置付けています。

その際、従前の3領域1事項の内容のうち、「知識及び技能」に関する資質・ 能力を整理して〔知識及び技能〕に位置付けるとともに、「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力を整理して〔思考力、判断力、表現力等〕に位置付 けています。

〔知識及び技能〕に関する資質・能力として、「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「情報の扱い方に関する事項」、「我が国の言語文化に関する事項」を、〔思考力、判断力、表現力等〕に関する資質・能力として、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域を、科目の性格に応じて、各科目に位置付けています。

この〔知識及び技能〕に示されている資質・能力については、様々な場面の中で生きて働く「知識及び技能」として身に付けるために、思考・判断し表現することを通じて育成を図ることが求められています。このため、〔知識及び技能〕に示されている資質・能力と〔思考力、判断力、表現力等〕に示されている資質・能力とは、相互に関連し合いながら育成される必要があります。

## (参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)第1章第5節2

問3 国語科の科目構成は、どのように変わりましたか。また、新科目は、それ ぞれどのような科目ですか。

## (答)

現行学習指導要領においては、共通必履修科目として、「国語総合」(4単位)、選択科目として、「国語表現」(3単位)、「現代文A」(2単位)、「現代文B」(4単位)、「古典A」(2単位)、「古典B」(4単位)の6科目を設けていましたが、新学習指導要領では、共通必履修科目として「現代の国語」(2単位)、「言語文化」(2単位)、選択科目として、「論理国語」、「文学国語」、「国語表現」、「古典探究」(いずれも4単位)の6科目全てを新設しています(単位数は標準単位数)。このように、全科目を新設したのは、育成すべき国語の資質・能力に基づいて科目の目標、内容を構造的に整理したためであり、単に「どのような教材を学ぶか」ではなく、「何ができるようになるか」を軸にした科目再編を行った結果です。

世通必履修科目のうち、「現代の国語」は、実社会における国語による議話動

共通必履修科目のうち、「現代の国語」は、実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力の育成に主眼を置いた科目として、「言語文化」は、上代から近現代に受け継がれてきた我が国の言語文化への理解を深めることに主眼を置いた科目として、それぞれ新設しています。

また、選択科目のうち、「論理国語」は、共通必履修科目により育成された資質・能力を基盤とし、主として「思考力・判断力・表現力等」の創造的・論理的思考の側面の力を育成する科目として、実社会において必要となる、論理的に書いたり批判的に読んだりする資質・能力の育成を重視した科目として新設しています。

「文学国語」は、共通必履修科目により育成された資質・能力を基盤とし、主

として「思考力,判断力,表現力等」の感性・情緒の側面の力を育成する科目として,深く共感したり豊かに想像したりして,書いたり読んだりする資質・能力の育成を重視した科目として新設しています。

「国語表現」は、共通必履修科目により育成された資質・能力を基盤とし、主として「思考力、判断力、表現力等」の他者とのコミュニケーションの側面の力を育成する科目として、実社会において必要となる、他者との多様な関わりの中で伝え合う資質・能力の育成を重視した科目として新設しています。

「古典探究」は、共通必履修科目「言語文化」により育成された資質・能力のうち、「伝統的な言語文化に関する理解」をより深めるため、ジャンルとしての古典を学習対象とし、古典を主体的に読み深めることを通して伝統と文化の基盤としての古典の重要性を理解し、自分と自分を取り巻く社会にとっての古典の意義や価値について探究する資質・能力の育成を重視した科目として新設しています。

各科目の「内容」に位置付けている〔知識及び技能〕及び〔思考力,判断力, 表現力等〕の構成は以下のとおりです。

<各科目の内容の構成(平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)P.64)>

	〔知識及び技能〕			〔思考力,判断力,表現力等〕		
	言葉の特徴	情報の扱い	我が国の言	話すこと・	書くこと	読むこと
	や使い方に	方に関する	語文化に関	聞くこと		
	関する事項	事項	する事項			
現代の国語	0	0	0	0	0	0
言語文化	0				$\circ$	0
論理国語	0	0	0		0	0
文学国語	0		0		0	0
国語表現	0		0	0	0	
古典探究	0		0			0

(○印は設定あり)

#### (参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)第1章第2節1(2),第5節1

問4 共通必履修科目を,1科目の総合的な科目ではなく,2科目新設したのはなぜですか。

# (答)

共通必履修科目である「現代の国語」及び「言語文化」は、答申に示された高 等学校国語科の課題をそれぞれ踏まえて新設しています。

「現代の国語」については、主として「話合いや論述などの『話すこと・聞く

こと』、『書くこと』の領域の学習が十分に行われていない」という課題を踏まえ、特にこうした課題が、実社会における国語による諸活動と関係が深いことを考慮し、実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成する科目として、その目標及び内容の整合を図っています。

一方,「言語文化」については,主として「古典の学習について,日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受して社会や自分との関わりの中でそれらを生かしていくという観点が弱く,学習意欲が高まらない」という課題を踏まえ,特にこうした課題が,古典を含む我が国の言語文化への理解と関係が深いことを考慮し,上代から近現代に受け継がれてきた我が国の言語文化への理解を深める科目として,その目標及び内容の整合を図っています。

共通必履修科目を1科目の総合的な科目ではなく,2科目新設したのは,これらの科目を,それぞれの課題を踏まえた,これからの時代に必要とされる資質・能力を明確にした科目として設定することにより,高等学校国語科の課題の確実な解決を図るためです。

#### (参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)第1章第2節1(2)

# 問5 選択科目が全て4単位なのはなぜですか。

(答)

各科目の「内容」は、それぞれの「目標」に応じて標準単位数に見合うものとして定めています。国語科の選択科目については、共通必履修科目により育成された資質・能力を基盤とし、当該選択科目に示した資質・能力が確実に育成されるよう、標準単位数を示しています。

「論理国語」、「文学国語」、「国語表現」については、主として「思考力、判断力、表現力等」の3つの側面の力をそれぞれ育成する科目として、いずれも2領域を育成する科目であること、「古典探究」については、「言語文化」により育成された資質・能力をさらに発展させ、探究的な学びの要素を含む資質・能力の育成を重視した科目であることなどを考慮し、必要とされる標準単位数を4単位と示しています。

なお、国語科の選択科目については、共通必履修科目と同じく、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当すること(増単)ができます。また、共通必履修科目とは異なり、生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該科目の目標の実現が可能であると判断される場合には、単位を減ずること(減単)も可能です。(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(1)イ②

問6 各科目における領域別の授業時数については、どのように示されていま すか。

## (答)

各科目における領域別の授業時数については、中央教育審議会答申に高等学校の国語教育の課題として「話合いや論述などの『話すこと・聞くこと』、『書くこと』の領域の学習が十分に行われていないこと」が示されたことなども踏まえ、1領域のみの「古典探究」を除く全科目において、〔思考力、判断力、表現力等〕における各領域の授業時数を示しています。なお、示した授業時数は、標準単位数における時数であり、単位数の増加が行われた場合には、増加した単位の割合に比例した時数が確保される必要があります。

各科目における領域別の授業時数については、以下のとおりです。

<各科目の「内容の取扱い」に示された各領域における授業時数(平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)P.66)>

	〔思考力,判断力,表現力等〕				
	話すこと・聞くこと	書くこと	読むこと		
現代の国語	20 ~ 30 単位時間程度	30 ~ 40 単位時間程度	10 ~ 20 単位時間程度		
言語文化		5~10単位時間程度	【古典】		
			40 ~ 45 単位時間程度		
			【近代以降の文章】		
			20 単位時間程度		
論理国語		50~60単位時間程度	80 ~ 90 単位時間程度		
文学国語		30 ~ 40 単位時間程度	100~110単位時間程度		
国語表現	40 ~ 50 単位時間程度	90~100単位時間程度			
古典探究			*		

(※「古典探究」については、1領域のため、授業時数を示していない。)

## (参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)第1章第5節2

#### 問7 各科目では、それぞれどのような教材を扱うことになっていますか。

#### (答)

国語科で扱う教材については、中央教育審議会答申で「教材への依存度が高い」ことが示されたことなども踏まえ、当該科目の「目標」及び「内容」に示された国語の資質・能力を確実に育成することができるような教材を示しています。

各科目における教材(主として「読むこと」)については、以下のとおりです。

<各科目の「内容の取扱い」に示された各領域における教材の取扱い(抜粋)(平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)P.67)>

現代の国語	【読むこと】 ○現代の社会生活に必要とされる論理的な文章及び実用的な文章			
言語文化	【読むこと】 ○古典及び近代以降の文章とし、日本漢文、近代以降の文語文や漢詩文などを含める ○我が国の言語文化への理解を深める学習に資するよう、我が国の伝統と文化や古典に関連する近代以降の文章を取り上げる ○必要に応じて、伝承や伝統芸能などに関する音声や画像の資料を用いることができる			
論理国語	【読むこと】  ○近代以降の論理的な文章及び現代の社会生活に必要とされる実用的 文章  ○必要に応じて、翻訳の文章や古典における論理的な文章などを用い ことができる			
文学国語	【読むこと】 ○近代以降の文学的な文章 ○必要に応じて、翻訳の文章、古典における文学的な文章、近代以降の文語文、演劇や映画の作品及び文学などについての評論文などを用いることができる			
国語表現	【話すこと・聞くこと】 ○必要に応じて、音声や画像の資料などを用いることができる			
古典探究	【読むこと】 ○古典としての古文及び漢文とし、日本漢文を含める ○論理的に考える力を伸ばすよう、古典における論理的な文章を取り上 げる ○必要に応じて、近代以降の文語文や漢詩文、古典についての評論文な どを用いることができる			

# (参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)第1章第5節2

問8 「現代の国語」の「C 読むこと」の領域の教材である「現代の社会生活に必要とされる論理的な文章及び実用的な文章」とは、どのような文章のことですか。

#### (答)

「論理的な文章」とは、説明文、論説文や解説文、評論文、意見文や批評文などのことです。「現代の社会生活に必要とされる論理的な文章」とは、これらのうち、「言語文化」で扱うような、これまで読み継がれてきた文化的な価値の高い文章ではなく、主として、現代の社会生活に関するテーマを取り上げていたり、現代の社会生活に必要な論理の展開が工夫されていたりするものなどを指しています。

一方,「実用的な文章」とは,一般的には,実社会において,具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章のことであり,新聞や広報誌など報道や広報の文章,案内,紹介,連絡,依頼などの文章や手紙のほか,会議や裁判などの記録,報告書,説明書,企画書,提案書などの実務的な文章,法令文,キャッチフレーズ,宣伝の文章などがあります。また,インターネット上の様々な文章や電子メールの多くも,実務的な文章の一種と考えることができます。

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)第2章第1節4

問9 「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」に関する指導を改善・充実させたのはなぜですか。

#### (答)

(参考)

現行学習指導要領の「国語総合」では、「話すこと・聞くことを主とする指導」に「15~25 単位時間程度」、「書くことを主とする指導」に「30~40 単位時間程度」を配当することを示しています。しかし、中央教育審議会答申では、高等学校国語科の課題として、「話合いや論述などの『話すこと・聞くこと』、『書くこと』の領域の学習が十分に行われていない」と指摘されています。このため、共通必履修科目の〔思考力、判断力、表現力等〕における「話すこと・聞くこと」、「書くこと」の授業時数を合計で最低 10 単位時間増加しています。

また、「古典探究」を除く科目において、〔思考力、判断力、表現力等〕に「書くこと」の領域を設けています。特に、論理的な文章を書く資質・能力の育成については、近年、大学の初年次教育において、論文やレポートなどの書き方に関する講義が必要となっていることなどを踏まえ、「現代の国語」や「論理国語」を中心に充実を図っています。さらに、「文学国語」では、小説や詩歌などの文学的な文章を創作する資質・能力についても充実を図っています。

こうした指導の改善・充実は、これからの予測困難で複雑な社会において、国

語による表現力が一層重要となるという想定を踏まえており、「主体的・対話的で深い学び」の実現や、言語能力の育成に資する各教科等における言語活動の充実にもつながることを目指しています。

## (参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)第1章第2節1(3)⑤

問 10 選択科目「論理国語」の教材は、契約書などの「実用的な文章」が中心となるのですか。

#### (答)

「論理国語」の「読むこと」の教材は、「近代以降の論理的な文章及び現代の 社会生活に必要とされる実用的な文章とすること。また、必要に応じて、翻訳の 文章や古典における論理的な文章などを用いることができること。」と示してい ます。「近代以降の論理的な文章」とは、明治時代以降に書かれた、説明文、論 説文や解説文、評論文、意見文や批評文、学術論文などのことです。一方、「実 用的な文章」とは、問8に示したような文章を指しています。

これらのうち、授業の中でどの文章をどの程度取り上げるかは、学習指導要領では示していません。「論理国語」に示された資質・能力を効果的に育成するために、生徒の実態等を踏まえて、学校で指導計画を作成することになります。その際、この科目が目指す資質・能力が確実に育成されるよう、教材については、その妥当性やバランス等を考慮して扱うことが望まれます。

#### (参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)第2章第3節4

#### 問 11 新学習指導要領では、読書についてはどのように示されていますか。

#### (答)

中央教育審議会答申では、「読書は、国語科で育成を目指す資質・能力を高める重要な活動の一つである。」と示されています。このことを踏まえ、各科目の〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けています。また、〔思考力、判断力、表現力等〕の「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示しています。こうして、国語科の学習が読書活動に結び付くことを目指しています。

なお,ここでの「読書」とは,文学作品に限らず,科目の性格に応じて,幅広く本や資料を読むことを指していることに留意する必要があります。

#### (参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説(国語編)第1章第2節1(7)